

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

国は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯等に対し特別給付金を支給することとしました。これを受け、浜松市では、次のとおり支給します。

1 支給対象者

(1) 申請が不要の方

①ひとり親世帯

- ・令和5年3月分の児童扶養手当受給者

②その他の世帯（ひとり親世帯以外）

- ・浜松市から「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を受給した方

(2) 申請が必要な方

①ひとり親世帯

- ・公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る）
- ・家計が急変し、児童扶養手当受給者相当の収入となった方

②その他の世帯（ひとり親世帯以外）

- ・家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2 支給額

児童一人あたり 5万円

3 支給日等

(1) 申請不要の方 5月31日支給予定

※対象となる方には、5月中旬にお知らせを送信する予定です。

(2) 申請が必要な方

申請について詳細が決まり次第、市の公式ホームページでお知らせします。

4 問い合わせ先

浜松市 子育て支援課 子育て世帯生活支援特別給付金担当 電話 053-457-2792
〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松中央館5階